

第 2 次糸魚川市一般廃棄物処理基本計画策定について

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により策定する計画であり、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画から構成されています。

現在の糸魚川市（以下「本市」という。）の一般廃棄物処理基本計画の計画期間が平成 23 年度から平成 31 年度となっていることから、平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間を計画期間とする次期計画を策定するものです。

策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成 25 年 6 月）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課、平成 2 年 10 月）」に基づき、現行計画における本市の廃棄物施策に関する評価を行い、国・県の動向、リサイクル技術動向などの社会情勢の変化、本市の状況を踏まえ、更なる「廃棄物の減量・資源化と生活排水の適正処理による水環境の保全」に取り組むための今後の基本方針等を策定します。

1 計画策定年度 平成 31 年度（スケジュールは、別紙のとおり）

2 計画期間 平成 32 年度から平成 41 年度まで（10 年間）

3 計画内容

(1) 一般廃棄物処理基本計画の概要

- ・ 計画の趣旨
- ・ 計画の位置付け
- ・ 計画の構成
- ・ 計画期間

(2) ごみ処理基本計画

糸魚川市のすがた

ごみ処理の現状と課題

- ・ ごみ処理の現状
- ・ ごみ処理の課題

基本方針及び基本目標

- ・ 基本方針
- ・ 基本目標

発生抑制、減量化及び資源化計画

- ・ 主要施策

（ごみの分別区分、ごみ処理費用のあり方、ごみの処理方法）

- ・市、市民、事業者の取り組み
- ・収集運搬計画
- ・中間処理計画
- ・最終処分計画

(3) 生活排水処理基本計画

生活排水の現状と課題

- ・生活排水処理の現状
- ・生活排水処理の課題

基本方針と基本目標

- ・基本方針
- ・基本目標

し尿・浄化槽汚泥の処理計画

- ・収集運搬計画
- ・中間処理計画
- ・最終処分計画

4 その他

災害廃棄物処理計画について、現行計画は、ごみ処理基本計画に内包し策定していますが、東日本大震災や熊本地震といった近年の大規模災害を受け、国では、個別計画としての策定を求めています。

今回の一般廃棄物処理基本計画の策定では、災害廃棄物処理計画の策定は行わず、今後、個別計画として策定を行うこととします。

第2次一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール

内容	H31年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32年 1月	2月	3月
契約業務			委託業者の決定	一般廃棄物処理基本計画策定支援業務を委託										
アンケート パブリックコメント等業務			アンケート調査の実施 ・市民1,000人 ・事業所 ・集約・分析								議会へ報告	パブリックコメント実施		
審議会運営業務	第1回審議会 ・市民アンケートについて					第1回審議会 ・アンケート結果報告 ・素案提示			第2回審議会 ・修正案提示					第3回審議会 ・議会、パブリックコメント 意見報告 ・最終計画案の確定
改定計画策定基幹業務		第2次計画策定のための現状の点検 ・現行計画における現状の点検 ・現行計画からの追加・変更点等の検証 処理方式、分別方法など ・国県の関係計画や総合計画等との整合性 検討			アンケートを踏まえた課題の抽出 →計画案の検討・作成 審議会意見を踏まえた課題の抽出 →計画目標の検討・作成			ガス水道局(下水道)との調整 →主に生活排水処理基本計画の検討・作成			最終計画原案の作成		最終計画案の作成	